

令和3年3月26日

課外活動団体・サークル所属学生 各位

学生担当理事・副学長

学内施設における課外活動の一部実施について

令和3年4月1日以降の新入生体験入部は、下記4の基準を遵守することを条件に活動を許可します。また、六甲台地区グラウンド等の開始時間を別紙2のとおり変更したことをお知らせします。

記

1. 活動場所

別紙の学内施設に限るものとする。

2. 活動の条件

(1) 学内施設利用にあたっての実施条件

①公認団体または大学に届出のある非公認団体の活動で、当該団体に所属する本学学生のみが参加するものであること。

ただし、顧問教員が特に必要と認めた場合に限り、学外指導者の参加を認めるものとする。

②学内施設の利用時間

別紙のとおり

(2) 「課外活動計画申請書」の提出

各団体は、学内で課外活動をするにあたっての感染症拡大予防対策及び活動計画を作成し、顧問教員の承認を得るものとする。

各団体からの申請については、学生委員協議会の下に設置された課外活動小委員会において審査のうえ許可するものとする。

なお、各連盟、各都道府県市等が主催又は共催し、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインが明確に定められている大会等で、既に活動承認されている場合の再申請書は、省略できるものとする。

(3) 講習の受講

活動の許可を受けた団体については、「新型コロナウイルス感染症拡大予防講習会」(Webによる配信)を構成員全員が受講しておくものとする。

3. 遵守すべき事項

感染症拡大予防のため、各団体は、以下のとおり最大限の注意を払って活動するとともに、咳エチケット（マスク着用）や手洗いなどの基本的な対策を徹底し、その行動に注意すること。

- ・毎日、健康状態のチェック（体温、風邪症状の有無の確認）を行うこと。
体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等）のある者は、活動しないこと。
- ・人と人との距離は2 m（最低1 m）を確保し、他者と接触する行為を原則禁止する。
- ・最も感染症拡大のリスクを高める環境の抑制に努め、
 - ① 換気の悪い密閉空間 ② 人が密集している ③ 近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なった場を作らないこと。
- ・屋内施設の使用にあたっては、対人距離を保てるよう人数を制限したうえで、窓の常時開放等により室内の十分な換気を行うこと。
- ・活動に使用する道具等については、使用前に消毒を行うこと。
- ・その他、以下のガイドライン等を参考とすること。

○新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>

○地域活動についての新型コロナウイルス感染症拡大防止と熱中症予防の対策（神戸市）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a56164/kurashi/activate/support/covidtaisaku.html>

○スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

○スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

4. 新入生体験入部

新入生体験入部は、以下の基準を遵守する場合は、活動を許可します。

- (1) 体温測定し、37.5℃以上の発熱や体調不良者の参加を認めないこと
また、参加者の氏名、連絡先を記録すること
- (2) マスクを着用すること
- (3) 手洗いなどの手指衛生等を実施すること
- (4) 三密を避けること
- (5) ソーシャルディスタンスを守ること
- (6) 活動人数は、既に許可している定員数とすること
- (7) 部活終了後における学生同士での食事等を控えること
- (8) 顧問教員の承諾を得ること

5. 連絡体制等

各団体は、新型コロナウイルス感染者やその濃厚接触者が発生した場合に備え、以下のとおり対策を行うこととする。

(1) 活動の記録

団体の代表者は、活動当日の参加者や活動時間とその内容について記録しておくこと。

(2) 学内外への連絡体制の確立

緊急時の学内外への連絡体制とその責任者を明らかにしておくこと。

6. 留意事項

(1) 部員を強制的に活動に参加させないこと。

(2) 部員の健康管理に十分配慮すること。

(3) 道具等の運搬で車両による大学への入構が必要となった場合は、学生支援課に予め許可を得ておくこと。

(4) 部室の使用は更衣・用具の搬出入等最小限に留めること。

(5) 部活終了後における学生同士での食事等は自粛すること。

(6) 部員に発熱等の体調不良者が発生した場合は、課外活動をすぐに中止し、学生支援課に報告すること。

(7) 中止した課外活動を再開するときは、課外活動小委員会の承認を得て開始すること。

(8) 本通知による措置が、守られていないことが判明したとき、あるいは不適切と判断される行動があったときは、活動の許可を取り消す場合があること。

(9) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、再度の課外活動の制限がありうること。

別紙

学内での活動場所及び活動時間一覧

1. 活動場所

- (1) 六甲台地区（鶴甲第1キャンパス）
学生会館（談話室、第1～4集会室、音楽室、和室、大ホールのみ）、
体育館、武道場、グラウンド、テニスコート、ハンドボールコート、
洋弓場、M101、D300
※学生会館の談話室の使用については、団体ごとに貸し出すこととする。
- (2) 六甲台地区（鶴甲第2キャンパス）
体育館（トレーニング室は除く）、テニスコート、グラウンド
- (3) 六甲台地区（六甲台第1キャンパス）
武道場、弓道場、グラウンド、テニスコート、プール
- (4) 六甲台地区（六甲台第2キャンパス）
馬場
- (5) 深江地区（深江キャンパス）
グラウンド、学生会館、屋内プール、弓道場、艇庫、テニスコート
- (6) その他
淀川艇庫、西宮艇庫

2. 活動時間

各団体の活動時間は原則として1日あたり3時間以内（準備・片づけ等を含む）とし、各地区の時間帯とすること。

- (1) 六甲台地区（鶴甲第1及び第2キャンパス）
施設使用計画表の授業で使わない時間帯の午前9時から午後8時までとする。なお、学生会館、M101、D300についても同様とする。
- (2) 六甲台地区（六甲台第1キャンパス）
午前9時から午後8時までとする。ただし、グラウンドについては、午前7時30分から午後8時までとする。
- (3) 深江地区（深江キャンパス）
午前9時から午後8時までとする。ただし、艇庫、プールについては、午前7時から午後8時までとし、学生会館は、平日午後5時から午後7時までとする。